

## 急性の脳症を疑う事案の発生について

平成 16 年 10 月 28 日(木)

### 1. 概要

- 平成 16 年 9 月以降、新潟県県北地域において、急性の脳症疑い症例が発生。原因は不明。

### 2. 厚生労働省の対応

- 新潟県等へ国立感染症研究所及び(財)日本中毒情報センターより専門家派遣し調査。(継続中)
- 厚生労働省内の関係課において、連絡体制を確立し、適宜情報交換。
- 10 月 22 日：通知『新潟県等における急性脳炎の発生について』(資料 1)
  - \* 今般の新潟県等における事態を踏まえ、急性脳炎の感染者(疑義が払拭できない者を含む。)を診察した場合は直ちに保健所長を経由して医師に要請するとともに、届出があったときは、結核感染症課まで直ちに報告して下さい。
  - \* あわせて、法第 63 条に 2 に基づき、当該事例について、法第 15 条第 1 項の質問及び必要な調査を行うよう、指示します。
- 10 月 22 日：通知『急性の脳症を疑う事案の発生について』(資料 1)
  - \* スギヒラダケは従前から食用キノコとして摂取されており、これまで健康被害もないところですが、腎機能が低下している方への安全性が確認されるまでの間、これら方々に対しスギヒラダケの摂取を控えるよう注意喚起をお願いします。
- 10 月 27 日：通知『検体の確保及び送付について(依頼)』(資料 2)
  - \* 本件の原因究明のため、急性の脳症が疑われる場合は、患者、患者と疑われる者(以下患者等という。)の発症前におけるスギヒラダケの摂取状況を患者等本人又は家族等から聴取し、スギヒラダケの摂取があった場合には、別添の要領により検体の確保及び送付をお願いします。

科 発 第 1027001 号  
食安監発第 1027003 号  
平成 16 年 10 月 27 日

〔 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 〕 衛生主管(部)局長 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

検体の確保及び送付について（依頼）

平成 16 年 10 月 22 日付け健疾発第 1022005 号・食安監発第 1022003 号にて、急性の脳症を疑う事案の発生についてお知らせしたところですが、本件の原因究明のため、急性の脳症が疑われる事案が発生した場合は、患者、患者と疑われる者（以下「患者等」という。）の発症前におけるスギヒラタケの摂食状況を患者等本人又は家族等から聴取し、スギヒラタケの摂食があった場合には、別添の要領により検体の確保及びその送付をお願いします。

なお、本件については、感染症担当部局とも連携の上、実施されますようお願いいたします。

## 検体の確保及び送付要領

### 1. 検体

- (1) 患者等が摂食したスギヒラタケ(残品を含む。)
- (2) (1)以外で、患者等宅で保存していたスギヒラタケ(患者等が摂食したかどうか不明のものを含む。)
- (3) 患者等が摂食したスギヒラタケが、販売店で購入したものであった場合は、同じ生産者又は採取者が供給するスギヒラタケ
  - 1 いずれも、生鮮のものが望ましいが、ない場合は塩蔵等の加工を施したもので可。
  - 2 (3)について、買い上げ等を行う場合は、事前に、国立医薬品食品衛生研究所食品部(担当:五十嵐)までご連絡下さい。
  - 3 患者等が摂食したスギヒラタケと同じ地域に自生しているスギヒラタケ等上記以外の検体を既に確保している場合あるいは確保が可能な場合は、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課までご連絡下さい。

### 2. 保管方法

検体は冷凍で保管及び輸送すること。( -20 以下が望ましい。詳細については国立医薬品食品衛生研究所食品部にご相談下さい。)

ただし、未開封の缶詰を検体とする場合は常温で差し支えない。

### 3. 量

- 1 検体当たりの量を可能な限り多く確保する。

### 4. 送付方法

- (1) 検体を確保した場合は、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課に速やかに連絡するとともに、当該検体を国立医薬品食品衛生研究所食品部まで送付する。

国立医薬品食品衛生研究所 食品部  
〒158-8501 東京都世田谷区上用賀1の18の1  
電話 03-3700-2158、FAX 03-3700-9348

- (2) 冷凍のまま送付する。容器は、外部と遮断できるもので、検体の形状が崩れないものが望ましい。
- (3) 検体を送付する際は、検体毎に以下の事項について記載したメモを添付すること。(わかる範囲で構いません。)  
検体確保日、確保場所  
検体確保の前後での保管状況  
加工の有無及び加工の方法(加工前に水洗浄したかがわかれば併せて記載。)  
スギヒラタケと同定したか否か(同定した場合はその方法。)  
患者等との関係(患者等が摂食した、患者等が摂食したスギヒラタケと同じ地域で採取された等。)  
採取日及び採取日前1週間の天候(わかれば台風状況等。)  
採取場所及びその状況(ジメジメしていたか、乾燥していたか、日照等。)  
その他  
(地方衛生研究所での検査結果、患者に投与している薬剤名、患者等以外の摂食者の有無及び健康状況など)

健感発第 1022002 号  
平成 16 年 10 月 22 日

都道府県  
各 政令市 衛生主管部(局)長 殿  
特別区

厚生労働省健康局結核感染症課長

### 新潟県等における急性脳炎の発生について

急性脳炎は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号。以下「法」という。)において 5 類感染症(全数把握)であるが、今般の新潟県等における事態を踏まえ、急性脳炎の感染者(疑義が払拭できない者を含む。)を診察した場合は直ちに保健所長を経由して届け出るよう医師に要請するとともに、届出があったときは、法第 12 条第 2 項に基づき、当課まで直ちに報告してください。

あわせて、法第 63 条の 2 に基づき、当該事例について、法第 15 条第 1 項の質問及び必要な調査を行うよう、指示します。

なお、その他異常な感染症の発生を疑う場合につきましては、当課又は国立感染症研究所(電話 03-5285-1111(代表))に相談、情報提供するとともに、急性脳炎の届出基準につきましては、「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準の改正について」(平成 15 年 11 月 5 日 厚生労働省健康局結核感染症課長通知)により、別紙の通り定められていますので、貴管下の関係機関に改めて周知してください。

- 急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）

#### 定 義

ウイルスなど種々の病原体の感染による脳実質の感染症である。炎症所見が明らかではないが同様の症状を呈する脳症もここには含まれる。

#### 《臨床的特徴》

多くは何らかの先行感染を伴い、高熱に続き意識障害やけいれんが突然出現し、持続する。髄液細胞数が増加しているものを急性脳炎、正常であるものを急性脳症と診断することが多いが、その臨床症状に差はない。

#### 《届出基準》

意識障害を伴って24時間以上入院した者、あるいは24時間未満に死亡した者で、かつ、以下の一つまたはそれ以上の症状を有するもの

- ・ 38度以上の発熱
- ・ 何らかの中樞神経症状
- ・ 先行感染症状

熱性けいれん、代謝疾患、脳血管性疾患、脳腫瘍、外傷など、明らかに感染性とは異なるものは除外する。

- 可能な限り病原体診断を行い、明らかになったものは病原体名、検体の種類及び検査方法を記載する。なお、上記基準に該当する脳症も含める。

#### 《備考》

- ・ 他の届出基準に該当する感染症（インフルエンザ、手足口病、流行性耳下腺炎等）による急性の脳炎・脳症についても、急性脳炎としての届出が必要となる。その際には、二重の届出となる（脳症を発症したインフルエンザについて、定点医療機関においては、インフルエンザ及び急性脳炎の届出が必要となり、定点医療機関以外では急性脳炎のみが届出の対象となる等）。
- ・ ウエストナイル脳炎又は日本脳炎の診断がついている場合には、急性脳炎としての届出は必要ない。ただし、急性脳炎の届出後に、ウエストナイル脳炎又は日本脳炎の診断がついた場合には、ウエストナイル脳炎又は日本脳炎としての届出が必要となり、結果として二重の届出となる。

健疾発第1022005号  
食安監発第1022003号  
平成16年10月22日

都道府県  
保健所設置市  
特別区

衛生主管(部)局長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

#### 急性の脳症を疑う事案の発生について

今般、新潟県及び山形県において急性の脳症を疑う事案が発生しており、これまでに、これらの事案において発症者は腎機能の低下の状態を有し、スギヒラタケの摂取があるとされています。

スギヒラタケは従前から食用キノコとして摂取されており、これまで健康被害の報告もないところですが、腎機能が低下している方への安全性が確認されるまでの間、これらの方々に対しスギヒラタケの摂取を控えるよう注意喚起をお願いします。

平成16年10月21日

福祉保健部健康対策課

急性脳症疑い症例について

○ 平成16年9月以降、県北地域において、急性脳症疑い症例が10名報告されました。

- ・ 性別： 男性4名 女性6名
- ・ 年代： 50歳代1名、60歳代2名、70歳代4名、80歳代3名
- ・ 経過： 現在まで全員が入院し治療、うち3名が死亡
- ・ 症状： 初期は下肢の脱力、ふらつきがあり、数日後不随意運動が出現し、その後急速に、けいれん重積、意識障害を来す

○ 県では当初、感染性の急性脳症を疑い、国立感染症研究所等から専門家の協力を得ながら、感染症法に基づき積極的疫学調査を実施してきました。

○ 本日開催された「県北地域における急性脳症疑い症例の疫学調査に係る検討会議」にこれまでの調査結果を提示し、検討した結果、本事例については下記のとおり考えることが適当であるとの結論に達しました。

- 1 地域および季節集積性が認められる
- 2 中・高齢者に偏在している
- 3 腎機能低下を基礎疾患として、何らかの原因による急性脳症を起こしたと考えられる
- 4 現在のところ、原因については特定するには至っておらず、引き続き専門家等と連携しながら調査を続行中である

〔 本件に関する問い合わせ先  
福祉保健部健康対策課 石上課長（内線2650） 〕

急性脳症：急性の中樞神経障害であり、原因が特定できないもの。

健 第 9 3 6 号

平成16年10月22日

医療機関の長 様

新潟県福祉保健部長

県内における腎機能低下者等からの急性脳症の発生予防等について（依頼）

当県の福祉保健行政の推進について、日ごろ格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年9月以降、村上保健所及び小出保健所管内において、人工透析を実施中であるなど腎機能が低下している方の中で、下肢の脱力、ふらつきから始まり、数日後不随意運動が出現し、その後急速にけいれん重積、意識障害を来す患者がこれまでに11件報告されています。

県では、国立感染症研究所等の専門家の協力を得ながら、感染症法に基づく疫学調査を実施してきましたが、その調査結果に基づき別紙1のとおり公表したところです。

現時点では原因の究明には至っておりませんが、喫食及び生活状況調査から、全症例が発症前にスギヒラタケを摂食していることが判明しました。スギヒラタケそのものが原因であると考えるのは困難ではありますが、付着物等による影響も否定できないことから、当面、腎機能が低下している者に対しては、スギヒラタケの摂食を控えるよう御指導をお願いするとともに、同様の症状を呈する患者が受診した場合は、最寄りの地域振興局健康福祉（環境）部または健康福祉（環境）事務所（別紙2参照）までお知らせくださるよう併せてお願いします。

※ スギヒラタケは、地域によってはスギモタセ、スギワカイ等と呼ばれています。

担当：福祉保健部健康対策課  
感染症対策係  
電話 025-285-5511 内線 2653

## 急性脳症疑い症例の発生について

平成16年10月21日(木)  
保健薬務課感染症予防係  
TEL 023-630-2315、2662

平成16年9月以降、新潟県内で急性脳症疑い例が多発しているとの情報提供があったことにより、本県で調査を行った結果、類似の症状を示す患者を次のとおり確認しました。

発病日	9月下旬	10月上旬
届出医療機関	置賜地方の医療機関	庄内地方の医療機関
届出日	10月13日(水)	10月19日(火)
届出先保健所	置賜保健所	庄内保健所
患者	60歳代の女性	70歳代の男性
患者の経過	死亡	死亡

※ 各保健所で原因を調査中です。多発している新潟県とともに、国立感染症研究所等の専門家の協力を得ながら疫学的調査を実施しているが、感染症によるものか、その他によるものか、現在のところ原因を特定するに至っていません。

## 1 急性脳炎・脳症とは

一般的には発熱、頭痛などの症状が現れ、神経障害に起因する症状が急激に、あるいは穏やかに出現する。様々な程度の意識障害、奇異行動、けいれん、脳神経症状、麻痺などの症状がありうる。

## 2 急性脳炎の発生状況(平成16年は、今回分を含む。)

年	山形県	全国
平成11年	1人	
平成12年	4人	
平成13年	3人	
平成14年	2人	
平成15年	0人	12人(11月~12月)
平成16年	4人	49人(10/8現在)

※ 平成15年10月までは定点(山形県内10定点)による報告数、11月からは全数報告。

腎機能低下者等からの急性脳症の発生予防等について

平成16年10月22日(金)

保健業務課感染症予防係

TEL 023-630-2315、2662

急性脳症疑い症例の発生については、昨日お知らせしましたが、原因の究明には至っておりませんので、当面の留意事項について、本日、各病院長、人工透析を行っている診療所長、県医師会長、各郡市地区医師会長、市町村長、患者団体あて、下記の内容の通知を行いました。

現時点では原因の究明には至っておりませんが、喫食及び生活状況調査から、全症例が発症前にスギヒラタケを摂食していることが判明しました。

スギヒラタケそのものが原因であると考えるのは困難ではありますが、付着物等による影響も否定できないことから、当面、腎機能の低下している者に対しては、スギヒラタケの摂食を控えるよう御指導をお願いするとともに、同様の症状を呈する患者が受診した場合は、最寄りの保健所の地域保健予防課までお知らせくださるよう願います。

※ スギヒラタケは、地域によってはスギカヌカ、スギワカイ等と呼ばれています。

平成16年10月22日

各郡市地区医師会長  
各 病 院 長 殿

山形県健康福祉部長  
( 公 印 省 略 )

腎機能低下者等からの急性脳症の発生予防等について

本県の健康福祉行政の推進については、日ごろ格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年9月以降、新潟県の村上保健所及び小出保健所管内において、人工透析を実施中であるなど腎機能が低下している方の中で、下肢の脱力、ふらつきから始まり、数日後不随意運動が出現し、その後急速にけいれん重積、意識障害を来す患者がこれまでに11件報告されています。また、本県においても類似の症状を示す患者を2名確認しております。

県では、新潟県とともに国立感染症研究所等の専門家の協力を得ながら、疫学調査を実施してきました。

現時点では原因の究明には至っておりませんが、喫食及び生活状況調査から、全症例が発症前にスギヒラタケを摂食していることが判明しました。スギヒラタケそのものが原因であると考えるのは困難ですが、付着物等による影響も否定できないことから、当面、腎機能の低下している者に対しては、スギヒラタケの摂食を控えるよう御指導をお願いするとともに、同様の症状を呈する患者が受診した場合は、最寄りの保健所の地域保健予防課までお知らせくださるよう会員又は職員に周知願います。

※ スギヒラタケは、地域によってはスギカヌカ、スギワカイ等と呼ばれています。

担 当
健康福祉部保健薬務課
感染症予防係
TEL 023-630-2315

健 疾 発第 1022005 号  
平成 16 年 10 月 22 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

**急性の脳症を疑う事案の発生について**

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて通知しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしくお願いします。

健 疾 発第 1022005 号  
平成 16 年 10 月 22 日

社団法人日本透析医会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

**急性の脳症を疑う事案の発生について**

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて通知しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしくお願いします。

健 疾 発第 1022005 号  
平成 16 年 10 月 22 日

社団法人全国腎臓病協議会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

**急性の脳症を疑う事案の発生について**

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて通知しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしく申し上げます。

健 疾 発第 1022005 号  
平成 16 年 10 月 22 日

社団法人日本透析医学会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

**急性の脳症を疑う事案の発生について**

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて通知しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしくお願いします。